

専決処分

# 補正予算書及び補正予算説明書

(令和4年度一般会計第13号)

令和5年4月

倉吉市



目 次

一般会計補正予算（第13号）----- 1



議案第46号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本市議会に報告し、承認を求める。

令和5年4月26日提出

倉吉市長 広田 一恭

専決第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度倉吉市一般会計補正予算（第13号）について、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

倉吉市長 広田 一恭

令和4年度倉吉市一般会計補正予算(第13号)

令和4年度倉吉市の一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
			千円
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	保育所運営（公立保育所遊具設置）	1,318

(変更)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
			千円	千円
8 土 木 費	3 河 川 費	河 川 総 務 及 び 維 持	60,000	135,000



## 繰越明許費に関する調書

(款) 3 民生費  
 (項) 2 児童福祉費  
 (目) 2 保育所費  
 (事業名) 保育所運営(公立保育所遊具設置)

関係予算額	左 の う ち		繰越事由
	その性質上繰越さなければならぬと予想されるもの	予算成立後の事由により繰越さなければならぬもの	
10 需用費 千円 1,318	千円	10 需用費 千円 1,318	資材不足による遊具の納品に遅れが生じており、納品を受けて設置する時間を要し、年度内の完了が困難であることが見込まれるため。
			事業概要
			市立西郷保育園 遊具設置 2件
計 1,318	計	計 1,318	事業完了予定時期 令和5年4月

(千円)

	事業費	国県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源
全体予算額	1,318				1,318
年度内執行額					
繰越額	1,318				1,318

## 繰越明許費に関する調書

(款) 8 土木費  
 (項) 3 河川費  
 (目) 1 河川総務費  
 (事業名) 河川総務及び維持

関係予算額	左 の う ち		繰越事由
	その性質上繰越さなければならぬと予想されるもの	予算成立後の事由により繰越さなければならぬもの	
千円	千円	千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一河川の高畦川災害復旧工事との工程調整に不測の日数を要したことにより、年度内完了が困難となったため。</li> <li>・民地内に設置する工事用道路の施工の計画にあたり、地権者との調整に不測の日数を要したことにより、年度内完了が困難となったため。</li> </ul>
8 旅費 430			
10 需用費 1,812			
11 役務費 359			
12 委託料 29,450			
13 使用料及び賃借料 188			
14 工事請負費 196,580		14 工事請負費 135,000	
15 原材料費 70			
17 備品購入費 64,350			
18 負担金補助及び交付金 258			事業概要
26 公課費 66			<ul style="list-style-type: none"> <li>・高畦川函渠改修工事 (ボックスカルバートの改修)</li> <li>・志村川護岸整備工事 (護岸未整備区間における護岸整備)</li> </ul>
計 293,563	計	計 135,000	事業完了予定時期 令和6年3月

(千円)

	事業費	国県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源
全体予算額	293,563	2,223	274,700		16,640
年度内執行額	158,563	2,223	139,700		16,640
繰越額	135,000		135,000		

